

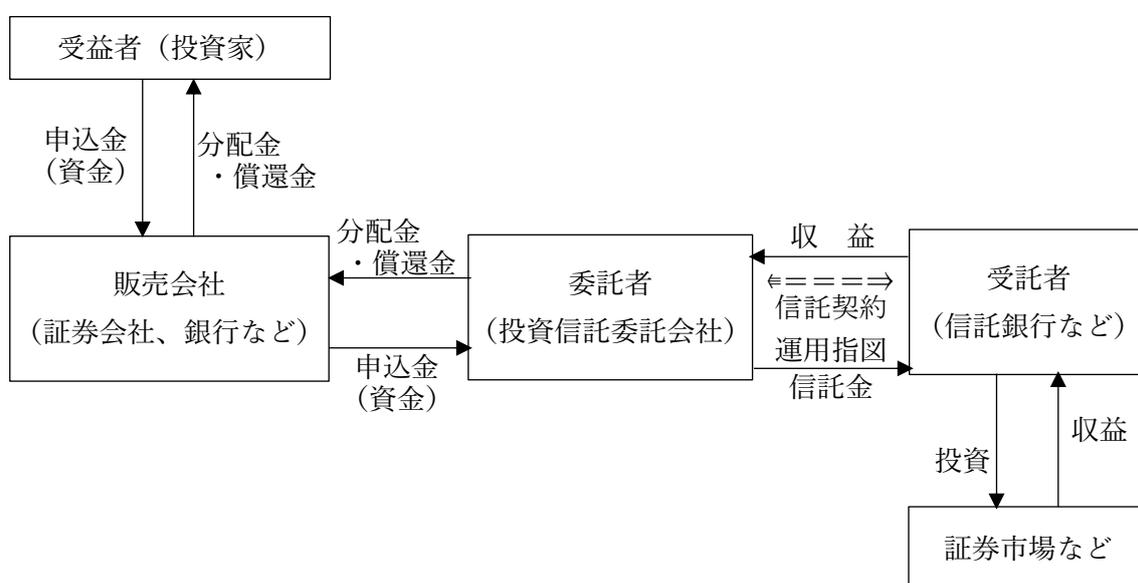
〔解 答〕

- 1) 適切である。
- 2) 適切である。
- 3) 適切である。
- 4) 不適切である。

〔解 説〕

最も一般的な投資信託（委託者指図型投資信託）の仕組みを整理してみます。

～委託者指図型投資信託の仕組み～



投資信託の中心は、投資信託委託会社（投信会社）です。投資信託委託会社は、受益証券を発行し、それを投資家に販売して資金を集め、信託銀行などの受託者に運用指図をして、集めた資金を証券市場などに投資します。

販売会社は、投資信託委託会社との販売契約に基づいて受益証券の募集を行い、複数の投資家から払い込まれた申込金を取り纏めて、投資信託委託会社に支払います。

投資家は、販売会社を窓口にして資金を提供し、払い込んだ資金に応じた受益証券を取得します。一般に「投資信託」と言っているのはこの受益証券のことです。ただし、投資家は受益証券を取得するといっても、受益証券は販売会社が保護預かりするため、投資家が受益証券を手にするのはほとんどありません。

受託会社（信託銀行など）と信託契約を締結した投資信託委託会社は、販売会社を通じて集めた資金を信託し、信託財産（ファンド）を設定します。その際、投資信託委託会社は受託会社に運用指図を行い、信託財産を投資運用します。

受託会社は、投資信託委託会社から受託した資金を投資信託委託会社の運用指図に従い、証券市場などへ投資し、信託財産の管理を行います。そして、投資運用によって得られた収

益を投資信託委託会社に支払います。

投資信託委託会社は、販売会社に投資家への支払いを委託し、分配金や償還金は販売会社に支払います。

投資家は、分配金や償還金を販売会社から受け取ります。

投資信託の目論見書は、投資対象や運用方針、販売手数料や信託報酬などのコストに関する事項、信託約款の内容などに関する重要な情報が記載されている資料で、目論見書を作成するのは投資信託委託会社です。よって、4) が不適切となります。

なお、目論見書には、交付目論見書と請求目論見書があり、交付目論見書は、証券会社や銀行などの販売会社が投資信託を販売する際に、あらかじめ又は同時に投資家に交付することが金融商品取引法において義務付けられている目論見書のことです。投資信託の基本的な説明が記載されている書類で、投資家にとって最も重要な説明資料と言えます。これに対して請求目論見書は、投資家が請求した場合に、交付することが義務付けられている目論見書のことです。投資信託についての詳細な情報が記載されています。

[戻る](#)